

「支払総額」に含まれる「諸費用」の考え方

< 「支払総額」に含まれる「諸費用」 >

●「支払総額」に含まれる「諸費用」は、「①保険料」、「②税金」、「③登録等に伴う費用（登録等手続代行費用）」です。

※「支払総額」の内容は、同一の水準であることが必要です。したがって、「諸費用①、②、③」を含まない「支払総額」を表示することはできません。

※「諸費用」を含まない「支払総額」を表示した場合、表示された価格で購入することができない「不当な価格表示」（規約違反）に該当します。

●「車両価格」に含まれるべき中古車の商品化のための費用（「納車準備費用」等）を、「諸費用」として別途請求した場合、「表示された価格で購入できない不当な価格表示」として、重大な規約違反となります。

1 「支払総額」に含まれる「諸費用」

1) 保険料	
①自賠責保険料	▶月割で算出（未経過相当額を含む）
2) 税金（税金ではないが、税金に準じて扱うものを含む）	
①自動車重量税	▶車検取得時（月割はない）
②自動車税種別割	▶月割で算出（未経過相当額を含む）
③自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	▶車両取得時（免税あり）
④法定費用	▶車庫証明（証紙 / 印紙代） ▶検査登録（証紙 / 印紙代）
⑤リサイクル預託金相当額	▶「車両価格」に含めない場合 ※「車両価格」に含めることも可能
3) 登録等に伴う費用（登録等手続代行費用）	
●購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する場合に発生する費用	
①検査登録手続代行費用	▶検査登録手続代行費用 ▶検査費用（指定工場の場合） ▶車両持込費用（認証工場の場合）
②車庫証明手続代行費用	▶車庫証明手続代行費用

2

「支払総額」に含まれない「諸費用」

(「諸費用」としては適切だが、ユーザーにより要否が異なるもの)

1) 保険料	
①任意保険料	▶(購入者により要否が異なるため)
2) 法定費用	
①希望ナンバー申請費用	▶証紙・印紙代 (購入者により要否が異なるため)
②リサイクル料金	▶未預託又は追加が必要な装備がある場合 (購入時ではなく、廃棄時に支払が必要)
3) 登録等に伴う費用 ●購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する 場合に発生する費用で、購入者により要否が異なるもの	
①下取車諸手続代行費用	▶信販会社または他の販売店の所有権留保車両 を下取る場合の解除費用
②下取車査定料	▶徴収する場合は、事前に説明、査定書を発行 すること
③管轄外登録(届出)費用	▶県外登録(届出)等、管轄外の運輸支局で登 録(届出)する際の追加費用
④納車費用	▶購入者の指定する場所まで配送する際の費用 ※積載車で陸送する場合は許可が必要

3

「諸費用」として「不適切な費用」(請求できないもの)
→「車両価格」に含めて表示すること

1) 販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用	
▶「納車準備費用」や「通常仕上費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「車内 清掃」、「洗車」、「クリーニング」、「ワックスがけ」等の費用	
2) 納車前の最低限必要な点検・軽整備や、販売店が必ず実施する軽整備の費用、 必ず付帯して販売する場合の「保証費用」や「定期点検整備費用」	
▶「納車点検費用」や「納車整備費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「点検」 や「オイル、バッテリー交換」等の軽整備の費用等	
▶保証や定期点検整備の実施が条件である場合のその費用	
3) その他、本来、販売する中古車の「車両価格」に含まれるべき性質のもの	
▶「土日祝納車費用」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」、「広告掲 載料」等	